

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 令和元年9月9日(月) 13:05～14:19

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

阪口 保 委員長

山村 幸穂 副委員長

植村 佳史 委員

小林 誠 委員

奥山 博康 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

中村 昭 委員

欠席委員 1名

猪奥 美里 委員

出席理事者 橋本 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○阪口委員長 それでは、提出予定議案、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

○小林(誠)委員 当該委員会所管の条例改正1点について質問です。今回の条例改正案によって、当該条例の文言の補足をしていました。今回のように、今は他の法令や基準により福祉施設の安全が確保されているが、本来なら条例改正をしたほうがよいと担当課で認識を持っておられるけれども、今はまだ改正されていない、今回のような条例があるのか確認をさせていただきたいと思います。

○村田子育て支援課長 他の施設におきましての子どもの安全を確保した条例というところですけども、私どもの所管につきましては、保育所、それから認定こども園となっております、他の部分につきましては同様の措置はないという部分もございます。

といいますのは、一つは、保育所とか認定こども園につきましては収容している子どもの数が他の児童養護施設等よりも多いという事情がございますので、そういった部分での違いになっていると理解をしております。以上でございます。

○小林（誠）委員 済みません、難し過ぎてわからなかったです。今回は要件に耐火建築物であることを条例に追加するということですがけれども、耐火物というか、こういう火の関係ではなくても、今回の条例提案をしていただいたので初めて気づきましたけれども、条例提案をしていなくても、今回のようにほかの法律や基準でカバーできている、安全がカバーできているのがあるのだと気づかせていただきました。

となると、今回のように条例提案はしていないけれども、福祉施設というか、担当されている建物については、あらゆる面で安全対策はとられている、さらに条例の面でもカバーができているという認識をさせていただいて大丈夫ですか。

○村田子育て支援課長 基本的には、委員がおっしゃるように、他の法令等と絡み合わせて子どもの安全が確保できていると理解をしております。以上でございます。

○小林（誠）委員 お聞かせいただきまして、安心はさせていただきました。

次に、もう1点だけ質問させていただきます。少子対策及び子ども・子育て支援に関する計画の策定についてでございます。個人的には、男性や組織の意識改革をしていかなければいけないのかと思っているのですがけれども、現計画の成果として見させていただきますと、男性のワーク・ライフ・バランスについては大きな成果が見られなかったと回答いただいております。さらには課題として、1ページ目に、特に父親の育休取得についてももっと議論をしていかなければいけない。国においてしていかないといけないことかもしれないかもしれませんが。また、女性活躍推進法の一環といたしまして、国では今、男性の家事、育児の参画を促しており、また、6歳未満の子どもを持つ親の育児、家事の関連時間を2020年までに1人当たりトータル150分とすると、目標を立てております。しかし、今、最新のデータでは、まだ男性のデータではたったの50分という結果が出ております。担当課におかれましては努力はしていただいているとは思いますが、例えば大きな組織、県庁の中で、これらの取り組みによって、この計画の5年間で県庁の男性職員の有給取得率がどのように変化したのか、また、そういうデータとかとっておられたら教えていただきたいと思っております。

また、先進的な、全国的な革新的な取り組みというか、新しい取り組みもありましたら、勉強させていただきたいので、ご報告いただきたいと思っております。

○戸毛女性活躍推進課長 父親の子育てにつきましては、平成30年度の県の調査結果では、夫婦の家事、育児分担状況は、ほとんど妻に偏っているという状況になっておりまして、夫が子育てできない理由の8割が仕事が忙しいということで、委員お述べのように、5年間で余り改善していないということが浮き彫りになっております。

また、一方で、社員の育休取得を目指す企業は、県内でも出てきております。このことから、これからは子育ての早い時期に夫婦がともに喜びを分かち合うよう、子育てができるように、企業と、また地域と連携した父親の子育て参画の取り組みを進めていきたいと考えております。

先ほど言われました県庁の取り組みにつきましては、人事課所管となっております。県庁と企業に向けての父親の子育て参画の取り組みとして、イクメンやイクボス研修を去年からしておりますが、県庁とも連携して実施はさせていただいておりますが、数字につきましては、所管が人事課となりますので、後日また報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小林（誠）委員 県庁としても、データがあるのであれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。企業に任せるのではなく、まず、こういう計画を策定される県がどのような努力をされているのか、取り組みをされているのか。その結果についても、教えていただきたいと思っております。

あと男性の育児参画について、男女参画、国の会議において、三、四年前に液体ミルクの使用を推奨するような会議で報告がありました。母親も男性に育児を任せるのが心配だ、ミルクをあげられるのか、本当にあげられているのか心配だという中で、液体ミルクを活用することによって、母親の育児の軽減、また、男性が育児に参画しやすい、そのようなメリットもあるということで、国は提案されておりますけれども、市町村ではそれを活用しにくい。これまで私は、市町村では、防災だけ使用するのであればコスト的なデメリットも多いけれども、そういう子育て支援でも使っていったら、それなりのメリットはあるのではないですかと提案をさせていただきましたけれども、そういう取り組み、男性が育児に参画しにくい、しないのであれば、よりしやすいような情報提供を市町村にされて、どんどんどんどん積極的に男性の育児の参画をお願いしたいと思っております。

最後に、社会的養育推進に関することについて、里親についてですけれども、国において、乳幼児の委託率75%、すごく高い目標を持っておられます。これは正直申し上げますと高過ぎると思うのですけれども、奈良県の現状を担当課が見られて、奈良県として

はこれぐらいの高い、75%ではなくて、奈良県がこういう高い目標を持って、この数値に向かって頑張っていきたい、平成29年度、さらなる工夫をしていただきまして、全国水準には上げていただきましたけれども、奈良県はどれぐらいの数字を目標を持って取り組まれていくのか、お答えいただきたいと思います。

○夏原こども家庭課長 社会的養育推進計画に係る里親委託率のご質問ですが、国は、委員お述べのように、乳幼児については委託率75%以上という目標を掲げておられます。しかしながら、昨年度、この計画の策定を進めるに当たって策定要領が示されました。その中で、地域の実情を踏まえるという文言が一文加わったことで、奈良県独自の、里親委託率も含めた計画策定を目指していきたいと考えておりますので、今おっしゃった乳幼児の里親委託率につきましては、今、具体的に何%というところまで詰めておりませんが、少なくとも75%は非常にハードルが高い。県としては、先ほど局長からも説明がありましたように、家庭と地域全体で子どもを育てていくという方向性のもとに、その委託率も含めて、真に子どものためになる、最善の利益になるような形で定めていきたいと考えております。以上です。

○小林（誠）委員 はい、ありがとうございます。

社会的養育推進に関して、各施設の方々とお話をすると、せっかくかわいがって育てた子どもが18歳を超えて、20歳を超えて手元を離れてしまうと、言葉が難しいですけど、反社会的なところに取り込まれたりするという話を昔からお聞きしておりました。そういう中では、この社会的養育推進に関して、ぱっと見させていただいて、子どもたち、18歳未満、20未満が主な対象かとは思うのですけれども、今後はもっともっと、20代前半に向けてもそうですけれども、そういうおせっかいじゃないですけれども、そういう調査をされたほうがよいのかと思うのですけれども、それに対しましては、国の動向といたしますか、そういう対応をするような今後の対応になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○夏原こども家庭課長 委員お述べのように、児童養護施設等を退所した子どもの自立支援は、この計画の非常に大きな柱でも考えております。自立した後に、子どもたちが施設へ戻って相談に来るケースもよくあると聞いておりますので、そのあたりは制度としてきっちりそういう仕組みをつくっていただけるように、国に対しても要望をしているところでございます。以上です。

○植村委員 自由民主党の植村佳史でございます。

私も、少子化対策及び子ども・子育て支援に関する計画の策定について、今、ご説明いただきましたので、確認の意味でもお聞かせいただきたいと思いますと思うのですが、まず、合計特殊出生率は本県は1.37で、全国平均の1.42を下回っている、全国で38位だと、お聞きしている。市議員のときから通しまして一番よく感じるのは、やはり小学校の教室がどんどんどんどん減っている。また、毎年成人式に出てましても、奈良市においても3,000人から3,500人入れる奈良市中央体育館で長年行われていたが、なら100年会館でいけるようになった。実感として、減っているとよく感じるわけです。

そこで、今、こういった計画を策定される、または振り返りながら平成27年から平成31年の現計画の課題を消化していくというのは非常に重要なことで、私もこの考え方に賛同するものでもございます。

そこで、根本的なことを、私は、お聞きしたい。奈良県の少子化対策ですから、当然、人口をふやしていかないといけない。それを考えると、住みやすいということで、どこから奈良県にどんどん引っ越してきてもらうか、もしくは子どもさんをしっかりと産み育てやすくして、人数がふえていくことをしないといけない。これは、当たり前のことですが、この奈良県において、第2次ベビーブームのときで言うと、年間2万人ちかい1万9,669人と書いてある。大体2万人弱が年間で生まれていたわけですが、今現在、最新では何人ぐらい奈良県では生まれているのか、教えていただきたいです。

○戸毛女性活躍推進課長 子どもの出生数ですけれども、平成30年の数字で8,947人となっております。以上です。

○植村委員 8,000人というと、大体半分以下に下がっている。当然、このままでいくと、どんどん減少していくということになっていく。これを何とかしないといけないということで、少子化対策に関するこの計画を立てていただいていると思うのですが、今言いました、9,000人を年間割っているわけで、次の計画ではこれを大体どれぐらいに持っていかうと考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○戸毛女性活躍推進課長 今回の策定します計画の中で、目標として出生数がどうなるのかということですが、県では、結婚することや子どもを産む産まないということは、やはり個々の人生において本人が自分の意思により決めることであると考えておりますので、県では婚姻率や出生率などの直接的な目標指標を設定しないこととしています。

ただ、県の調査結果では全国と同水準ではありますが、理想の子ども数と現実の子ども数には乖離があります。このため、目指すべきことは、産みたい方が理想の子ども数を持

てるようにすることで、結果として数字が上がっていくことが望ましいと考えております。以上です。

○植村委員 今の課長のご説明を聞きまして、わかるようなわからないようなというのが率直な感じですが。計画というのは、一般的に考えると、目標を大体どれぐらいに持っていこうとか、もしくはずっと下降していくにしても、どれぐらいにとめていこうとか、こういう数字的なものを考えていかなかったら、目標がなかったら、本当にこの計画は効果が出るのか出ていないのかわからない。数字にあらわれてきにくいのだと漠然と理解するわけですが、その点はやはりどうなのでしょう。やはり難しいのですか。局長、お答えできるのだったら。

○橋本こども・女性局長 今、課長が答弁しましたように、産みなさいとかいうことが、人権の話にも及びかねませんし、そこは産みたい人が産むというような環境づくりをしていくというのが一番大事なところだと思います。

ただ、理想とする子どもの数を持てるような環境整備をしていきたいということが計画の根本にあるのではないかと考えてございます。

○植村委員 そういう事情で大変言いにくい部分もあるのかと思いますけども、その点、少子化ということで、どのようにかして人口減少をとめていかないといけないということですから、その点もどういった形で今後、明確にわかりやすい手法で県民の皆さん方にお示ししていくかということは大切かと私も考えますので、その点は要望にしておきたいと思っております。以上です。

○山村副委員長 それでは、私からも質問させていただきたいと思っております。

最初は、ひきこもり対策について伺いたいと思っております。

最近、犯罪などの報道で、ひきこもりが犯罪に結びついているかのような報道がされております。ひきこもりが危ないかもしれないという、誤ったイメージになっているのではないかと危惧いたしております。

東京の練馬区では、ひきこもりの息子を持つ父が、迷惑をかけるぐらいなら生きていないほうがよいと、自分の息子を殺してしまうという、あってはならない事態まで起こっている。こんな現状は、家族や子どもたちをさらに孤立させていく、追い詰めていく結果になっているのではないかと思います。

近ごろ日本では、子どものころから非常に厳しい管理教育、あるいは協調主義、自己責任の押しつけで、生きづらい社会になっていると思っております。そういう中で、困難を抱えた

人が生きやすい場所、社会はそうあってほしいと私は願っております。

国では先ごろひきこもりの調査を行っております、最近、40歳から64歳までのひきこもりの方々が61万3,000人、15歳から39歳まで54万人という推計が発表されておりますけれども、奈良県の現状はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、県でも相談窓口をはじめ、家族の会、当事者の会、就労支援などの対応をいろいろなさっていただいていると思いますが、この相談の実績、あるいは対応の状況がどうなっているのか、取り組みの現状も伺いたいと思います。

○東川青少年・社会活動推進課長 まず最初に、県内のひきこもりの方の状況についてお答えをさせていただきます。

県内のひきこもりの人数につきましては、まず、若者ですが、15歳から39歳まででございますが、これは内閣府が平成28年9月に実施をいたしました調査結果をもとに奈良県の人口に置きかえてみますと、約5,000人超と推計されております。また、40歳から64歳までの中高年のひきこもりににつきましては、同じく内閣府が平成31年3月に公表いたしました調査結果をもとに同様に推計いたしますと、6,000人超の方がおられると推計されます。

したがって、県内のひきこもりの方、若者と中高年を合わせまして1万人以上の方がおられると推計される状況でございます。

2点目でございます。

ひきこもりの相談の実績等についてでございますが、県では平成27年4月より、県庁の1階にひきこもり相談窓口を開設いたしまして、現在は4名の相談員がご本人やご家族に対しまして電話や来所による相談、県中南部への出張相談を実施しております。

平成30年度の実績ですが、電話相談が802件、来所相談が1,412件、うち県の中南部への出張相談が142件となっております。また、ご本人やご家族が相談を目的に外出することが困難な場合などには、臨床心理士によります家庭訪問等を実施しております。平成30年度の実績では17人の方に対しまして延べ193回実施いたしました。

また、ひきこもりのご本人が集団に参加し交流することに対する不安をなくし、社会参加への準備を目的といたしまして、月1回、本人の会を開催しております。また、ご家族に対しましても、ご家族が互いの悩みや体験談を話し合い、ひきこもりについての理解を深め、対応方法を学ぶことを目的に、月1回、県内2カ所におきまして家族会を開催しております。そのほか、ひきこもりにかかわっている、県、市町村、民間支援機関等の職員

を対象に、専門講師によります講演や、参加者によりますケーススタディー等の研修会を当課主催で年4回実施しているところでございます。以上でございます。

○山村副委員長 ありがとうございます。

いろいろ努力をいただいているということですが、先日、私は、大和高田市で取り組まれておられます、ひきこもりの方の居場所ということで、ヒサカタという場所をお伺いさせていただきまして、お話を伺ってきました。そこでいろいろお聞きしたのですけれども、まずは誰かとつながる居場所が必要で、安心できる場所の大切さをお聞きいたしました。一人ひとり状況も違いますし、こうすればよいという処方箋があるわけではないということですが、みんな、自分が今のままでよいとは思っていないということでもありますので、本当に人として認められるということが大事だということで、非常によく努力されていると思いました。

この事業は県とともに実施されているということで伺ったのですが、こうした事例を今後、県はどのように活かしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○東川青少年・社会活動推進課長 県が大和高田市と連携して実施しております、ヒサカタの事業についてお答えさせていただきます。

お尋ねの若者と地域をつなぐ交流モデル事業では、県と大和高田市とが連携いたしまして、昨年度から、中退や離職した若者の居場所の立ち上げを検討してまいりました。この検討結果をもとに、試行期間を経まして、本年度より若者のための居場所の開設、運営を大和高田市でモデル的に実施しております。

具体的な内容につきましては、毎月1回、県、市の担当者と若者が集まり、運営会議を開催し、今後やってみたいことを一緒に考えております。また、毎週土曜日の午前中に大和高田市青少年センターにおきまして、カードゲームや卓球、集まった者同士でのトークなどを実施をしています。そのほか、花見、イチゴ狩り、ボーリング、遠足、子ども食堂への参加など、施設外での体験活動も行っております。

多くの若者に知ってもらうために、SNSを活用しまして情報発信もしております。

また、地域との交流活動としまして、お祭りへの出店、就労社会活動としまして、地元商店からの依頼によります軽作業も行っております。

今後の展開につきましては、10月ごろを目途に、大和高田市のこの取り組みにつきまして、市と調整の上、県主催で県内全市町村の担当者に集まっていただき、事業の成果報告会を開催したいと考えております。

県といたしましては、市町村に対しまして好事例を提供し、意欲のある市町村と話し合いながら、このような取り組みを県内に広げられればと考えております。以上でございます。

○山村副委員長 ありがとうございます。

大和高田市では、本当に熱心な先生方が中心になって運営なさっていると感じたのですが、そういう人材をつくられることも非常に大事だと思いました。

先ほどお聞きいたしましたように、県内では若年の方で約5,000人、高齢の方も合めると1万人を超える方々が引きこもっておられるということなので、そのうち、実際にそういう場所につながったり県の窓口相談に来られたりというのは、本当にほんの一部の方ではないかと思えます。

なかなかそういう場所までつなげられない、あるいは出かけられない現状があるのではないかと、私としたり、その市町村にそういうことを紹介していただくことも非常に大切なことだと思いますが、やはり市町村の単位で身近な相談、あるいは支援ができる場所が多数つくられるようになる、居場所が多数できるようになることに、県独自の支援が非常に必要になってくるのではないかと考えているのですけれども、そういう意味では、県としての特別の役割があると思うのですが、その点はどうでしょうか。

○東川青少年・社会活動推進課長 地域にそういった若者の居場所がふえるには、ふえるために、県としてどのように考えているかということですが、地域には、委員お述べのように、いろいろな地域資源があると思っております。県といたしましても一つ取り組んでおりますのが、居場所の登録制度です。登録制度の内容といたしましては、市町村の社会福祉協議会などと連携をいたしまして、趣旨に賛同をいただいている福祉施設等に若者の居場所として登録いただくことで、当課の相談員が若者の意向も確認しつつ、本人の状態に応じて居場所を紹介することを行っているものでございます。

居場所に通うことで社会的参加の練習を重ねて、就労へ向けた準備の段階へとステップアップできるように、寄り添い型、伴走型の支援に努めたいと考えております。

現在、11団体に居場所の登録をいただいております。若者が自由に過ごすことができるフリースペースタイプ、ボランティア活動や体験活動、イベントなどのプログラムを提供するタイプ、高齢者が集う場を若者にも開放していただくタイプ、こういった内容で登録をいただいているところでございます。

今後こういった制度を、取り組みを周知し、登録団体をふやしていくことも継続して

行っていきたいと考えております。以上でございます。

○山村副委員長 いろいろ考えていただいているということで、私はさらに県の専門的な知識を市町村で活かしていただけるような支援と、人材などを育てていくところに力を入れてほしいと思っております。

お金で解決できる問題ではないということも、ヒサかたに行ってお聞きいたしました。予算があればできるということでもないという面もあると認識しております。やはり県の役割は、専門的な知識を活かしていくことではないのかとも考えますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう1点は、社会全体で若者が生きやすい仕組みをつくることが重要。これは、世界を見ましたら、学費は無償、あるいは無就労の青年に手当を出す、そういう国もあります。居住手当ということで、若者向けに、若者が自立しやすい、そういう条件をつくり出していくということで、やり直したい人を応援する社会というものが必要になってくると思ひますので、これは国全体の問題だと思ひますので、そういうことに向けても県としても発信していただけたらと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。以上です。

次に、保育料の無償化に関して伺いたいと思ひます。

10月から消費税増税をするということで、幼児教育の無償化が実施されることとなります。この中で、0歳児から2歳児までについては住民税非課税世帯が対象になるということで、ほとんどの世帯は対象にならないと思うのですがけれども、奈良県では対象にならない世帯はどのくらいあるのか、その割合を教えてくださいたいと思ひます。

○村田子育て支援課長 あくまでも推計値でございますけれども、0歳児から2歳児までで保育所等を利用している人数の約9割ぐらいが無償化の対象にならないと推計をしております。以上でございます。

○山村副委員長 小さい子どもほど保育料が高く、負担が大きいということで、本来はこのような所得制限をなくすように、私は国に求めてほしいと思ひます。これは要望としておきます。

次に、認可外保育所も無償化の対象になるということで、その保育基準が問題となっております。国では、国も定めている認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが必要であると言ひながらも、5カ年の猶予期間がありまして、基準を満たしていない施設も対象となるのではないかとということで、保育の質や子どもの安全が本当に守られるのかと心配の声が聞かれておりますけれども、この点について、奈良県の現状はどうか、県

としては子どもの安全を守る責任をどのように果たしていかれるのか、伺いたいと思います。

○村田子育て支援課長 認可外保育施設に対しましては、県では立入調査を毎年実施しているところでございます。この立入調査におきまして、認可外保育施設指導監督基準を満たしていただくように働きかけを行っているところでございます。

特に今年度につきましては、立入調査のときにあわせて、保育の精通者をアドバイザーとしてお願いをいたしまして、認可外保育施設指導監督基準の遵守ほか、安全対策、また質の確保等に向けた巡回指導もあわせて行っているところでございます。以上でございます。

○山村副委員長 わかりました。ぜひそういう対策を強めていただきたいと思います。

次に、給食費の問題ですけど、これは前回もございましたが、3歳児から5歳児までの保育料無償化に伴って、これまで保育料に含まれていた給食費のうち、おかず、副食費を実費徴収するということになって、これが保護者の負担となります。保育所の給食は単なる食事の提供ではなく、食の知識や大切さを教えていく上でも非常に大事な場面であります。保育を豊かにする原点と言われておりますので、これまで保育料として負担してきたのに、なぜ給食費だけ自己負担になるのか、納得がいかないというお母さんたちの声があります。

国基準では月4,500円程度とされております。年収360万以下の世帯は無料だそうですけれども、施設によってそれぞれ金額が異なりますし、これまで市町村が独自財源をもって保育料を低く抑える努力をされてきたところもありますので、その結果、非常に負担が軽くなっていたところが、かえって負担増になる危険性もあると言われております。こういう中で、県下の市町村では新たに無償化をすると、この副食材料費を無料にするというところもあるやに聞いております。私は、前も言いましたけれども、県としても支援が必要であると思うのですけれども、この問題についてどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○村田子育て支援課長 副食費の実費徴収についてでございますけれども、今、委員お述べのように、市町村独自で副食費の実費につきまして軽減を検討している市町村もございます。今、委員にご説明いただきましたように、食材料費の実費徴収につきましては、これまでも主食費は実費として徴収をされており、また、副食費につきましては保育料に含まれて徴収されていたものであり、今回の国の制度により、新たに負担が発生するもので

はないという前提でございます。また、低所得者に対しましても、年収360万の世帯の子どもにつきまして、それから第3子以降の子どもにつきましては免除対象となっている施策がございます。

これまで保育料の独自減免を実施してきた市町村におきましては、幼児教育・保育の無償化によりまして、減免のために確保していた財源が余剰財源のような形になってまいります。これらの財源をほかの施策に使うのではなくて、引き続き子育て支援策の財源として給食費の負担軽減へ活用していただくことも一つの方法ではないかと考えてます。このことにつきましては、幼児教育、それから高等教育の無償化制度の具体化に向けた方針、これは昨年12月の政府閣議決定でございますけれども、その中でも言及をされておりますし、また、県におきましても、昨年の市町村長サミットにおいてもこういった財源の活用例についてもお示したところでございます。

給食費の負担軽減の実施につきましては、以上のような状況を総合的に勘案をして、市町村でまずは検討していただくものであると認識をしております。そのため、実費徴収等の取り扱いにつきまして、各市町村における検討を支援するために、情報収集、情報共有を県としては図っていきたいと考えております。以上でございます。

○山村副委員長 今おっしゃっていただいたように、市町村は無償化によって不用となる軽減のための措置の費用もあるということで、それらの活用も促されているということでもあります。でも、そういう実情などを把握された上で、さらなる手当てができるかどうか、検討していただきたいと思えます。

もう一つ、聞いておりますのは、保育所でこの実費徴収をされることになると、いろいろな想定のある中で、今でも人手不足の施設に新たに負担がなることが出てくるのではないかと、また、滞納された場合の対応がどうなるのか、滞納を理由に退所ということにはならないと思うのですけれども、そういうことについての心配もされているのですが、そうした点については、今後やってみないとわからないこともあるかもしれないのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○村田子育て支援課長 保育所におきます実費につきましては、これまでも各施設において主食費、通園費といったような費用について徴収されていたもので、副食費が実費徴収ということになっても、基本的には新たに事務が発生するというものではございません。

ただし、今、委員お述べのように、副食費が実費ということに伴いまして、徴収額が多額になることで、滞納が発生するおそれもあります。この滞納の処理のための事務がふえ

るということについては懸念されるところでございます。

そこで、市町村の役割といたしまして、市町村は保護者、利用者の希望を踏まえまして、保護者と、それから保育所間の利用調整を行った上で、各保育所に保育を委託しているという事務がございます。滞納が発生する理由には、この保育所と、それから保護者の間の意思疎通がうまくいっていないことも考えられるところでございます。そのために滞納が発生した場合につきましては、市町村が利用調整の実施者として保護者と、それから保育所間に立ちまして、滞納している実費の支払いを促すことも考えられるのではないかと考えております。

また、滞納を防ぐために、あくまでもこれは保護者の任意でございますけれども、保護者の申し出があれば児童手当からの徴収も可能となっております。

こうした対応策につきまして、情報提供等を行いまして、副食費の徴収につきまして施設の負担が軽減されるよう、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山村副委員長 現場で新たにいろいろな問題が起こらないということと、そのことでお子さん、あるいは家族と、現場の方々間でのトラブルがないように、市町村がしっかりと支援をされることを私は求めておきたいと思っております。

それから、もう1点お聞きしたいのですけれども、この無償化によって、保育需要がさらにふえるのではないかと予測されます。現在も待機児童がおられる中で、今後、そうした需要にどのように見通しを立てて対策をされていくのかお考えがあればお伺いしたいと思います。

○村田子育て支援課長 無償化による保育ニーズへの影響でございますけれども、市町村から状況をお聞きしますと、ふえるという意見もあれば、また、影響がないという意見もございまして、今、ふえるのかどうかというところがまだ明確にはなっていないところでございますけれども、ただ、無償化の影響にかかわらず保育ニーズはふえてきております。本県におきましても、いまだ待機児童が解消されていない状況でございます。待機児童対策は必要と認識しております。

また、新たに待機児童が発生しないようにしなければならないとも考えております。そのためには、重点的に保育の受け皿の確保と、それから保育士の確保を継続して取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

特に今年度からは、市町村単独では取り組みにくいこと、また、広域で取り組むことが

効果的な事項につきまして、県が調整機能を発揮いたしまして、検討していくための待機児童対策協議会を立ち上げさせていただきました。この協議会では、今年度につきましては、例えば市町村域をまたがった広域での保育の利用調整を行うルール、それから保育士の確保策といたしまして、保育士の子どもが優先して保育所へ入所できる仕組みづくりを協議していきたいと考えているところでございます。こうした取り組みを実施いたしまして、待機児童の解消に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○山村副委員長 ありがとうございます。

無償化先行実施自治体では、幼稚園、保育所の無償化措置に関して、潜在的な保育需要がさらにふえてくるということで財源措置を求める緊急の提言も出されているということですので、やはり対策は十分考えていかないといけないのではないかと思います。

今、課長もおっしゃられたように、保育士確保が一番大きな問題かと思っておりますので、その点では、これは全国の課題ではありますが、保育士そのものの負担軽減、仕事があまりにも多忙過ぎるということで、配置基準、あるいは給与の問題が大きくかかわってくると思っておりますので、そのことにつきましては引き続きまた議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

それでは、理事者の方のご退室願ひます。ご苦労さまでした。

委員の方は、しばらくお残り願ひます。

(理事者退席)

それでは、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思っております。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使ってご発言願ひます。

なお、委員間討議につきましては、当委員会の所管事項であります少子化対策及び女性の活躍促進に関することについて、今後、特に議論を深めるべき課題や論点についてご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず、7月30日に行いました県内調査の概要を取りまとめましたので、報告します。お手元に配付の資料をごらん願ひます。

調査先としまして、まず、奈良県中央こども家庭相談センターに赴き、児童相談及び女性相談の機能強化並びにその取り組みについて調査を行いました。

調査の概要としましては、奈良県中央こども家庭センターは、児童虐待が社会問題となる中、児童虐待通報に24時間365日対応できる体制を整え、虐待通告に対する現認を完遂するなど実績を上げていますが、児童福祉司数等が基準を満たせていないなどの課題がありました。

次に、生駒市議会に赴き、ママのプロボノ活動促進事業での女性の活躍促進、及び子育て層に住みやすいまちづくり・イコマニア100の実施について調査を行いました。ママのプロボノ活動促進事業やイコマニア100の実施を通して、女性の活躍の場が提供されるとともに、子育て支援のイベントを通して子育てしやすいまちづくりにつながっていました。

以上、調査の結果報告といたします。

それでは、これらの調査結果を含めまして、今後、当委員会で取り組むべき方向、また、特に議論を深めるべき課題や論点等につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、ご発言願います。

○山村副委員長 児童虐待に対して、この間、中央こども家庭相談センターに行ってきたのですが、その後、高田こども家庭相談センターにも行かせていただきました。そこで伺いましたら、管内は2つだけど、相談件数が全体でももちろんふえているけど、高田こども家庭相談センターでもものすごくふえていて、人をふやしたいと思っても場所が狭過ぎて、相談する場所も、人を配置、机を置くこともできない状況があると。今、何をやっているかということ、所長の部屋を潰して壁を取り払って机を入れることを県にお願いしているとおっしゃっていた。中も見ただけど、古い建物で、駐車場も少ないし、現実問題としてはあれだけの相談件数に本当に耐えられるのかどうかという建物だと実感いたしました。そのような施設の面でも、中央こども家庭相談センターはきれいになりましたけども、高田こども家庭相談センターについても、もう少し何かうまくいける、活用できる場所がないとか、考えないといけないのではないかと思います。これは意見ですけども。そういうことも申し上げておきたいと思っております。

○中村委員 県庁、公的な機関が所有する建物がございますでしょう。その建物は各課の目的によって空いているところもあるわけです。例えば県立高校の跡地の校舎。とにかく人の配置さえできれば、県有のあいてる建物を利用するという事は、一つの手ではないかと思うのです。

○山村副委員長 これだけ虐待がふえてきているということで、県も職員をふやしたいと

ということで、募集も採用もされようとしているのだから、そういう人に活躍できるような場所の確保はすごく大事ではないかと思うので、それは、ここで提言してほしい。

○中村委員 学校の施設、高等学校の施設とか使用目的が決まってないところは有力な場所だとは思うのですが。ほかにも地理的なこともございますので、一度立地条件も見て理事者側とご相談を委員長がされるのが一つの手だと思います。

○阪口委員長 ほか、ございませんか。

○山村副委員長 奈良県西和医療センターで産婦人科の出産の取り扱いをやめることになりました。原因は産科の医者が足りないということもはっきりしてて、そこで産みたかった人を奈良県総合医療センターに移動してもらって、そこで出産してもらおうという対策をとりましたとお聞きした。

私のところに言ってこられた方は、奈良県総合医療センターは非常に遠くて、奈良県西和医療センターで里帰り出産しようと思っていたのだけど、予約もして、一時もう決まっていたのけども、変えてくださいと言われて、だけど行きたいけど遠過ぎて行けない、しかも上の子もいるし、その子を見てもらえる人もいないこともあったりして、結局、奈良での出産ができないということで、将来は奈良に移住しようと考えていたのに、もうこんなことでは奈良には来たくないと思うという意見があったので、少子化対策で、子どもを産んでほしいと思うのだったら、産める場所をきちんと身近なところに確保しないといけないと思って、医師不足はわかっているし、産科をふやさないといけないこともわかっているのだけれども、そこに本当に力を入れてほしい。この委員会ではその関係の人は来ないと思うから、言えないし言わないけども、でも最も産まれるところが大事だと思う。南和も、昔は町立大淀病院に産科がありましたけど、今はもうなくなって、それも医者がないから、南奈良総合医療センターができたけど、そこでは出産の取り扱いをしないから、みんな奈良県立医科大学附属病院まで行かないといけないことになっているので、子どもを産みたいと思っている人にすごい負担や不便をかけている現状を、ここはしっかり考えていかないといけないのではないかと私は思います。こういう意見です。

○奥山委員 僕の勉強不足があるかもわからないけど、民間の産婦人科病院の先生方からは、奈良県立医科大学附属病院とかが全ての人を受け入れ過ぎるから、民間の産婦人科医の民業圧迫にもものすごくなっている。奈良県立医科大学附属病院の産婦人科とか、奈良県総合医療センターのは、異常という言い方はおかしいけども。

○山村副委員長 ハイリスクな人。

○**奥山委員** リスクのある人を受けてもらうけど、普通の分娩ができる人たちが我々のところに来てくれたらよいのということもあるのです。

○**山村副委員長** それはあると思う。

○**奥山委員** 僕も、数字聞いて、はっきり覚えてないですけど、かなりの数字で民業圧迫ということ。

○**山村副委員長** 調整しないといけない。

○**奥山委員** この矛盾をどう調整したらよいかという問題は、今のことだってあると思う。その人が、西和医療センターなら法隆寺か王寺か知りませんが。

○**山村副委員長** その辺りの民間に紹介して下さったら。

○**奥山委員** 僕もそう思う。結構、奈良県内の産婦人科医院の先生方、がんばっておられるので。しかし、大きな病院が安心だとか。僕らはそういうことではなしに、ハイリスクの人はよいけれども、リスクのない人だったら民間の産婦人科病院に行ってもらおうという調整をしてもらうことをお願いしたい。

○**中村委員** 大病院志向というか、がぜひいても奈良県立医科大学附属病院とか大きな病院に。開業医は初期のところは対応できるわけですから、民業圧迫になるわけです。既存の産婦人科とか、そういうところも使ってくださいという啓蒙啓発を県の担当課がもっとすべきだと思います。今の少子化の時代に、子どもを産む親と受け入れる側のマッチングはそんなにギャップないです。だから、もう少し啓蒙啓発を、産婦人科を利用してくださいということも大いに啓発すべきです。それで、山村先生の言うハイリスクな人は。

○**山村副委員長** それをきちんと診てもらえるというのは大事だけど。

○**中村委員** 周産期母子医療センターは立派なものですから、あれだけの数があったら対応できています。山村先生の意見もいつも非常によい意見ばかりで感心して聞いておるのですけど。

○**山村副委員長** そういう調整とか、ここなら産めますとか、情報提供が少ないから、よそから帰ってきた人にとったらどこに行ったらよいかわからないというのものもあるのかもしれないです。

○**中村委員** 救急のマッチングをやったらよいと思います。今現在、一般の疾病もやっている。そこに産婦人科のそれも入れて。

○**阪口委員長** よろしいですか。

ほか、ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、高田の件につきましては、相談場所がないとか、相談数が多いと。具体的には中村委員からも提案ありましたので、これにつきましては当委員会としても積極的に詰めていくということで、よろしいでしょうか。

それから、子どもを産みたい環境づくりについては一致したところでありますけども、具体的にマッチングの問題等もありますので、これにつきましては、今後またここで協議を進めていくということで、情報提供等をお願いしていくということにとどめたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。